

官報

昭和四十八年四月六日

案の参議院回付案を議題といたします。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日 昭和四十八年四月一日から施行する。

第一回 三の落葉
田村四
八月四

○議長(中村梅吉君) 採決いたします

昭和四十八年四月六日

○第七十一回
会衆議院會議錄 第二十三号

昭和四十八年四月六日(金曜日)

議事日程 第十九号

時和四十八年四月六日
午後二時開議

厚生年金保険法等の

(内閣提出)並びに国民年金法、厚生年金保
険法等の一部を改正する法律案(八二一号)

陰謀論の一書を記す。注目第(八木一男君外十六名提出)及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十六名提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内)

閣提出、參議院回付)

所得税法の一部を改正する
参議院四付

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内)

閣提出並びに国民年金法、厚生年金保険法

六名提出)及び国民年金等の積立金の運用に

関する法律案(八木一男君外十六名提出)の趣

昌黎縣志

卷之三

昭和四十八年四月六日 衆議院会議録第二十二号

議員請暇の件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(參議院回付)外一案 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案についての齊藤厚生大臣の趣旨説明

送ることができる年金制度の確立をはかることは、いまや内政上最優先の課題の一つと申すべきであります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、わが国年金制度の大宗をなす厚生年金及び国民年金を中心に、老後生活のささえとなる年金の実現を目指して、年金給付の水準を大幅に引き上げることも、年金額のスライド制を導入する等年金制度の改善充実をはかるとするものであります。

まず、年金額の水準につきましては、厚生年金について、最近の被保険者の平均標準報酬の六〇%程度を確保することを目途に、改正後、新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額五万円に引き上げるものであります。国民年金につきましても、二十五年加入の場合の年金額を附加年金を含めて夫婦年額五万円の水準に引き上げることといたしております。

また、多年の懸案であつたスライド制につきましては、年金額の価値維持のため、新たに物価変動に応ずる自動的なスライド制を導入することとし、あわせて、財政再計算期に、従来どおり国民の生活水準その他の諸事情を勘案して、年金額の改定の措置を講ずることにより、将来にわたり適正年金額の水準の確保をはかることといたしております。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の水準につきましては、定額部分を大幅に引き上げるとともに、報酬比例部分について、過去の期間の標準報酬を最近の標準報酬の水準をもとにして再評価することとし、その飛躍的な改善をはかることといたしております。その他、妻の加給年金の額並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ、在職者に対する老齢年金の支給範囲の拡大等の改善を行なうこ

ととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置、いわゆるスライド制の導入についてであります。年度平均の消費者物価指数が五%をこえて変動した場合には、その変動した比率を基準として、政令で定めることにより、年金額を改定することとしております。

第三に、標準報酬の改定についてであります。が、最近における賃金の実態に即して二万円から二十万円までの三十五等級に改めることとしております。

第四に、保険料率の改定についてであります。給付水準の引き上げに伴つてその改定を行なうこととし、今後受給者が急激に増加することが見込まれているため、将来にわたる保険料負担のならかな増加を期すとともに、長期的な財政の健全性を確保するという見地に立つて、保険料率を千分の十五引き上げることとし、以後段階的に引き上げをはかつていくこととしております。

なお、以上の改正は昭和四十八年十一月から施行することとし、現に支給されておる年金につきましても、同様に年金額の引き上げをはかることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。が、厚生年金の改正に準じて、年金額の大額引き上げ、スライド制の導入その他所要の改正を行なうこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

第一に、撲出年金の額についてでありますが、その水準の大額引き上げをはかることとし、現実に支給されております十年年金については、現行の月額五千円を月額一万二千五百円に引き上げ、また、五年年金については、現行の月額二千五百円を月額八千円に引き上げることとしております。

その他、附加年金の額を引き上げ、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額の改善を行なうこ

ととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置についてであります。が、撲出年金について、厚生年金と同様の消費者物価指数が五%をこえて変動した場合には、その変動した比率を基準として、政令で定めることにより、年金額を改定することとしております。

第三に、保険料及び国庫負担についてであります。今回給付水準の引き上げに伴う保険料の急激な増加を避け、さらに将来にわたる財政の健全性を確保する見地から、保険料は月額九百円とし、昭和五十年一月以後段階的に引き上げをはかつていくこととしております。同時に、十年年金、五年年金等の経過的な老齢年金について、国庫負担割合の引き上げをはかることとしております。

第四に、高齢者の任意加入の再開についてであります。が、任意加入の対象とされた年齢層で加入されたいふ人を対象に、申し出により、再び五年金に加入できる道を開くこととしております。

なお、以上の改正による年金額の引き上げは、昭和四十九年一月から実施することとしております。次に、船員保険法の一部改正についてであります。が、厚生年金の改正に準じて、年金額の大額引き上げ、スライド制の導入その他所要の改正を行なうこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

第一に、撲出年金の額についてでありますが、年金福祉事業団が設置運営する施設として、保養のための総合施設を明示いたしますとともに、新たに、被保険者のための住宅資金の貸し付けを行なわせることといたしております。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 提出者八木一男君。

〔八木一男君登壇〕

私は、日本社会党、日本共産党・

革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題に相なりました国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案並びに国民年金等の積立金の運用に関する法律案について、提案の趣旨並びに内容の大綱について御説明申し上げます。

社会保障制度の確立は、声ある者、声なき者を問わず、全国民の切実な願いであります。そしてまた、このことは、憲法がその第二十五条第二項において、国に対して明確に責務を課しているところであります。にもかかわらず、政府がG.N.P世界第三位、成長率世界第一位と呼号するわが日本において、その社会保障制度が西欧諸国よりもかに低位にあることは、低賃金、高物価、公害と並んで、憲法を軽視をし、大資本に奉仕する自民党政権の冷酷さをまぎらぬ政治の代表的なものといふべきであります。(拍手)

ことに、医療保険とともに社会保障制度の重要な柱である年金制度の劣悪な現状は、全く国民を無視したものといわなくてはなりません。

ウナギ登りの物価上昇で、大部分の国民の生活が異常に圧迫されておりますが、その中でも障害者や母子家庭等は、全く苦しい生活にあえぎ、多くの老人はきわめて暗い生活を送っております。戦前からの老後のための貯蓄は、戦後のインフレで完全に消え去り、さらに家族制度が音をたてて崩壊をしております。

そうした現状の中で、明治、大正、昭和と続いた、圧制と苦難の中を生き抜いてきたわれわれの先輩に対するいまの政治は、きわめて冷酷であり、怠慢であります。

住宅、医療等々、老人等のために対処すべきことは多々あります。年金制度の確立こそがその中心であります。しかし、その現状は全くお話をなりません。

ちなみに、昭和四十七年度の六十歳以上の人日、約一千二百万人であります。そのうち老齢

年金の受給者は、すべての制度を合わせて約六百五十三万、そのほぼ半数にしかすぎません。しかかもその六割が、年金という名に値しないあめ玉年金、すなわち、月三千三百円の老齢福祉年金の受給者であります。厚生年金の受給者ですら、平均月一万六千五百円、老人の暗い生活の嘆きがこの数字で裏書きされているということができました。

われわれは昭和三十三年、政府が全く放置していた国民年金を実現するため、抜本的国民年金法案を国会に提出したことを行なったことをはじめとして、年金制度確立のための先駆的役割を果たすために、努力を続けてまいりましたが、老人等の生活の現状と人口老齢化の進行を重視をして、ここに本二法案を提出した次第でござります。

(拍手)

本法案は、国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法並びに年金福祉事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府提案の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の目的とするものは、

まず第一に、老人、障害者、遺族の生活を保障するに足る年金制度を、いわゆる月六万円年金として確立しようとするものであります。これは厚生年金では被保険者期間二十年、国民年金では二十五年の人を計算の中心点として六万円年金と申します。

これに対し、政府案は、厚生年金では被保険者期間を二十七年に引き延ばし、上げ底として五万円年金と称し、国民年金では付加部分を加えて夫婦五万円年金と称するものであります。

これを本案と正確に比較すれば、厚年において約三万七千円、國年において夫婦四万円としか称

し得ない内容でございます。野党四党案が、誇大宣伝の政府案とは違い、真に充実をした内容であることを明確にいたしておきたいと存じます。

(拍手)

第二に、年金の最低保障額の確立と、それに見合った福祉年金等の改善であります。

厚生年金、船員保険中、老齢年金の最低保障額が、妻の加給を入れて現行法で月額一万二千二百円、政府案で二万四千四百円であるのに対し、月四万三千円とし、それに見合い、老齢福祉年金について現行法月額三千三百円、政府案五千円を、一躍月二万円、すなわち夫婦四万円とし、さらにこれを上回り、二十五年年金額に近い、五年年金夫婦四万六千円、十年年金夫婦五万一千円を実現しようとするとするものであります。

さらに、現行法では月八千八百円、政府案では一万八千四百円であるのに対し、月額三万三千円を最低保障額とする障害及び遺族関係の年金並びにこれに準じた各種福祉年金額の飛躍的な引き上げをはからうとするものであります。(拍手)これをこそ、「いますぐ生活できる年金」と叫ぶ国民の要望にこたえる道であると確信をいたす次第であります。(拍手)

第三に、年金の支給対象を大幅に拡大をし、年金を必要とする全国民に制度を及ぼし、かつまた全労働者に被用者年金を適用しようとすることがあります。

本法案は、厚生年金、船員保険はもとより、国民年金にも、ことに各福祉年金を含め、賃金自動スライド制をとることにいたしております。

本法案は、厚生年金、船員保険はもとより、国民年金にも、政府案の物価スライドでは、現在の苦しい政府案のように物価スライドでは、現在の苦しい国民大衆の生活水準、その中でも、つましまい年金生活者の生活水準を維持するだけにとどまるものであります。私たちには、活躍中の青年、壮年と同様に、先輩の生活が豊かになるよう、賃金スライド制が絶対に必要であると確信して、このことに踏み切ったのでございます。(拍手)

第五に、保険料の据え置きと国庫負担の増率であります。

年金制度の充実を推進するのに際し、国民生活の現状から見て、保険料の値上げは断じて避けなければなりません。

通ずるものとしては、遺族年金、障害年金の通算措置の促進であります。

これに対し、政府案では、福祉年金の所得制限、在職老齢年金についてごくわずかの改善を行なおうとするのみであり、その他の多くの事項にいたしておきたいと存じます。(拍手)

以上の第二、第三が、いわゆる谷間問題の解決

ければなりません。

わざかな年金の充実を計画する際にこれを国民の負担増でまかなおうとする政府案とは違ひ、本案は、保険料値上げなしに、年金の飛躍的充実改善を実現しようとするものであります。国庫負担は、厚生年金の基本部分の二割を三割に、船員保険及び厚生年金第三種の二割五分を三割五分に、国民年金の保険料の五割、すなわち、給付に対する三分の一の国庫負担を保険料と同額、すなわち、給付に対して五割に増率することとし、厚生年金、船員保険の保険料の労使負担区分を、使用者主七、労働者三に改めることにしたのであります。

各年金の保険料を引き上げ、しかも、引き続きい低福祉高負担の政府案に対し、四党案は、高福祉低負担、「社会保障充実は、国と資本家の負担で」の国民に対する公約を果たすものでございます。(拍手)

第六に、年金財政を現行の積み立て方式より賦課方式に転換することでございます。

政府は、これに對して、後代の負担との均衡をはかるべきであるとの理由のもとに積み立て方式を主張しております。しかし、われわれは、高物価、低收入で保険料負担が苦しい現状と、物価が安定し、十分な収入が保障され、年金のための負担に痛痒を感じない将来あるべき状態とを考慮したときに、政府のように形式的な均衡論はとるべきではなく、実質的な均衡論こそ重視されるべきであると確信をいたします。(拍手)

ことに、政府の積み立て方論の眞の意味は、資本の設備投資や産業基盤をつくるために利用しようとするものであり、目的と手段を混同、いな逆転をさせ、インフレによつて国民の収奪をしようとするとするものであり、その意図は断じて紛糾されなければならぬと信じます。(拍手)

積み立て金制度を継続しようとすれば、たとえ

政府が言うごとく、その修正度を増大し、さらにわれわれが主張するように、国庫負担の増率及び労使負担区分の変更を行なつても、国民年金の被保険者及び厚生年金、船員保険の労働者の近い将来の負担は、耐えがたいものになることは必至であります。したがつて、われわれはこの際、賦課方式に向かって踏み切り、現在並びに近い将来の国民の負担の増大を避け、年金制度の飛躍的充実をはかることにいたしましたのでござります。

(拍手)

第七に、本案は、国民年金と厚生年金、船員保険の各制度間の均衡をはかる考え方のもとに構成されたものであり、さらに、すべての年金制度充実の過程において、他の被用者年金制度と早急に肩を並べるようにする考え方のもとにづくられたものであることを明らかにいたしておきたいと存じます。

次に、本案の具体的な内容を要約して御説明を申上げます。

まず、国民年金法の改正についてであります。その第一は、年金額の引き上げ及び支給範囲の拡大であります。

第一点は、老齢年金の引き上げを実現しようとするものであります。夫婦で月額六万円の年金を実現しようとするものであります。このために、老齢年金の額は、現在、保険料納入済み期間一月につき三百二十円で計算しておりますものを、千二百円に改め、加入期間が二十五年の場合、現行法では月額八千円、政府案では二万円であるのに対し、これを月三万円、すなわち、夫婦月六万円に引き上げることにいたしました。

また、ただいま支給が行なわれております経過的年金の額につきましては、格段の配慮を払うこととし、十年年金については、現行法の月額五千円、政府案では一万二千五百円を、月二万五千五百円、すなわち、夫婦月五万一千円に引き上げ、

近く支給が開始される五年年金につきましても、現行法の月額一人二千五百円、政府案では八千円を、月二万三千円、すなわち、夫婦月四万六千円に引き上げることにいたしましたのでござります。

(拍手)

この際、保険料免除期間の取り扱いを改めることに踏み切りました。

心身障害者、生活保護世帯など、保険料納付を免除された人たちこそ、特に年金を必要とするものであります。これらの人たちの年金額が他の人に比較してはるかに少ないことは、現行制度の大きな欠陥であります。したがつて、現行の保険料免除期間は、年金額の計算上、保険料納付期間の三分の一と評価されおりますが、これを四分の三と評価し、日陰の人たちの年金を大幅に引き上げることにいたしましたのでござります。

第二点として、老齢福祉年金につきましても飛躍的な改善を行なうこととし、いわゆる谷間問題を解決するために、その支給開始時期を現在の七十歳から六十五歳に引き下げるとともに、その額を、あめ玉年金、お小づかい年金としかいえない現行の月額三千三百円、政府案五千円に対し、生活保障年金を実現するため飛躍的に引き上げ、月二万円、夫婦月四万円にすることにいたしました。(拍手)ただ、七十歳未満の人につきましては、施行日から一年間は月一円、その後一年間は月一万五千円にとどめ、三年目から月二万円とすることにいたしております。

第三点は、質的に見て最も所得保障の必要な度の多い障害者のための障害年金の改善であります。その額を、老齢年金の改善に準じて引き上げるとともに、その最低保障額を、障害の程度が二级の者で、現行法の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に対し、大幅に引き上げ、月額三万三千円にすることにいたしました。

(拍手)

第四点は、障害福祉年金の支給範囲の拡大と年金額の増額であります。この点は、現在拠出制障害年金制度から除外されている障害者のため

に、特に欠くことのできない改正点であります。

すなわち、新たに、障害の程度が二級の者にも支給することとし、その額は、一級にあっては現行法の月額五千円、政府案七千五百円に対し、飛躍的に引き上げ、月三万三千円とすることにし、

(拍手)

二級にあっては、月二万四千七百五十円とすることにいたしたのであります。

(拍手)

第五点は、母子年金、準母子年金について、現行法の月額八千四百円、政府案一万八千四百円に對し、月三万三千円に引き上げることといたし、また、母子福祉年金、準母子福祉年金の額を、現行の月額四千三百円、政府案六千五百円に対し、月二万四千七百五十円に引き上げるとともに、子や孫が二人以上ある場合に支給される加給金の額を、一人につき月額千円に引き上げることとした。

(拍手)

第六点は、扶養義務者並びに配偶者の所得による福祉年金の支給制限は、一切これを撤廃することにいたしたのでござります。

(拍手)

その第二は、年金額の賃金自動スライドであります。

第三は、年金の財政方式であります。現行の財政方式はいわゆる積み立て方式によるところとされておりますが、今後は、賦課方式を原則として年金財政の運営に当たつていくべきこととしたております。

(拍手)

第四は、国庫負担の増額であります。現行の保険料に対し二分の一の国庫負担を、保険料と同額とするものであります。これは、給付に対し三分の一の国庫負担が二分の一になることは、各級の

(拍手)

第三点は、老齢年金を五十五歳から本人の請求により繰り上げ減額支給する制度を新設することにいたしたものであります。

(拍手)

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて大幅な年金額の引き上げが行なわれることになつております。

(拍手)

第四点は、障害者の所得保障を重視し、障害年

に、厚生年金保険法の改正について申し上げます。

その第一は、年金額の引き上げ及び支給要件の緩和であります。

(拍手)

第一点は、老齢年金の引き上げであります。

(拍手)

これは本年十一月新たに老齢年金を受けることとなる者に、加入期間二十年で、妻の加給を加え、月額平均六万一千円の年金を支給しようとすることになります。

(拍手)

そのため、まず基本年金額の定額部分の算定基礎額四百六十円を千六百五十円に引き上げ、報酬比例部分につきまして、その乗率を、現在の千分の十を千分の十五に引き上げるとともに、平均月額四千六十一千円の年金を支給しようとすることになります。

(拍手)

そのため、まず基本年金額の定額部分の算定基礎額四百六十円を千六百五十円に引き上げ、報酬比例部分につきまして、その乗率を、現在の千分の十を千分の十五に引き上げるとともに、平均月額四千六十一千円の年金を支給しようとすることになります。

(拍手)

第五点は、母子年金、準母子年金について、現行法の月額八千四百円、政府案一万八千四百円に對し、月三万三千円に引き上げることといたしました。

(拍手)

第二点は、老齢年金及び通算老齢年金の在職支給の要件の緩和であります。

(拍手)

第三点は、老齢年金を五十五歳までに在職支給は、標準報酬月額四千円に、子については千五百円に引き上げることにいたしたのでござります。

(拍手)

その第二は、年金額の賃金自動スライドであります。

(拍手)

第四点は、国庫負担の増額であります。現行の保険料に対し二分の一の国庫負担を、保険料と同額とするものであります。これは、給付に対し三分の一の国庫負担が二分の一になることは、各級の

(拍手)

第三点は、老齢年金を五十五歳から本人の請求により繰り上げ減額支給する制度を新設することにいたしたものであります。

(拍手)

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて大幅な年金額の引き上げが行なわれることになつております。

(拍手)

第四点は、障害者の所得保障を重視し、障害年

に、厚生年金保険法の改正について申し上げます。

その第一は、年金額の引き上げ及び支給要件の緩和であります。

(拍手)

第一点は、老齢年金の引き上げであります。

(拍手)

これは本年十一月新たに老齢年金を受けることとなる者に、加入期間二十年で、妻の加給を加え、月額平均六万一千円の年金を支給しようとすることになります。

(拍手)

そのため、まず基本年金額の定額部分の算定基礎額四百六十円を千六百五十円に引き上げ、報酬比例部分につきまして、その乗率を、現在の千分の十を千分の十五に引き上げるとともに、平均月額四千六十一千円の年金を支給しようとすることになります。

(拍手)

第五点は、母子年金、準母子年金について、現行法の月額八千四百円、政府案一万八千四百円に對し、月三万三千円に引き上げることといたしました。

(拍手)

第二点は、老齢年金及び通算老齢年金の在職支給の要件の緩和であります。

(拍手)

第三点は、老齢年金を五十五歳までに在職支給は、標準報酬月額四千円に、子については千五百円に引き上げることにいたしたのでござります。

(拍手)

その第二は、年金額の賃金自動スライドであります。

(拍手)

第四点は、国庫負担の増額であります。現行の保険料に対し二分の一の国庫負担を、保険料と同額とするものであります。これは、給付に対し三分の一の国庫負担が二分の一になることは、各級の

(拍手)

第三点は、老齢年金を五十五歳から本人の請求により繰り上げ減額支給する制度を新設することにいたしたものであります。

(拍手)

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて大幅な年金額の引き上げが行なわれることになつております。

(拍手)

第四点は、障害者の所得保障を重視し、障害年

金の最低保障額を老齢年金の改善に準じて引き上げるとともに、二級の場合で、現行の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に対し、大幅に引き上げて月三万三千円とし、障害年金は、受給権者が別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合でも、三年間は失権させることなく支給を停止することとし、その間に再び廃疾の状態になつたとき年金を支給することにいたしました。

遺族年金の最低保障額も、現行法の月額八千八百円、政府案二万八千四百円に対し、月三万三千円に引き上げることにいたしました。

その二は、年金額の賃金自動スライドであります。その三は、標準報酬の下限を二万円、上限を二十万円に改定することです。

第四は、財政方式であります。

国民年金と同様、現行の積み立て方式から賦課方式に移行すべきことといたしております。右の原則にのつとり、保険料率は、現行の率を維持することにいたしました。

また、現在折半負担となつております保険料の負担割合を、労働者三、使用者七の割合に改めることにいたしましたが、当分の間は、従来どおり折半負担を続けることといたしております。

国庫負担につきましても、現在、一般的に、給付時における二〇%、第三種は二五%の国庫負担がなされておりますので、それぞれ三〇%、三五%に増率することとし、さらに、インフレ等に伴う給付改善の結果必要となる整理資源については、別途国庫負担をする道を開くことにいたしました。

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じ大幅な年金額の引き上げが行なわれることにいたしております。

その他、五人未満の事業所の労働者について強制適用に踏み切ることにいたしたわけでありま

す。

次に、船員保険法の改正等について申し上げます。

船員保険の年金部分につきましては、厚生年金が別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合でも、三年間は失権させることなく支給を停止することとし、その間に再び廃疾の状態になつたとき年金を支給することにいたしました。

その内容は、年金福祉事業団に被保険者に対する住宅資金の貸し付け等の事業を行なわせることとするものであります。

なお、年金制度につきましては、今回取り上げた事項のほかに困難かつ深刻な問題が山積をしていることは、同僚議員各位のすでに御承知のところであります。たとえば、各種公的年金の統合の問題、妻の地位の問題など、非常に大きな問題がありますが、この法律案は、緊急に措置されなければならぬ重要な事項として三つの事項を提示し、政府にすみやかに実現する責務を認するものであります。

第二は、かつて厚生年金等の被保険者であった者ができる限り年金給付に結びつけるため、いわゆる掛け捨て並びに脱退一時金受給者の救済措置であります。

その一つは、日雇い労働者のための厚生年金加入の実現であります。

その二つは、かつて厚生年金等の被保険者であった者ができる限り年金給付に結びつけるため、いわゆる掛け捨て並びに脱退一時金受給者の救済措置であります。

第三は、各種公的年金における遺族年金及び障害年金の通算措置を講ずることであります。

終わりに、この法律の施行は、国民年金については昭和四十八年十月一日、厚生年金及び船員保険については同年十一月からであります。

次いで、国民年金等の積立金の運用に関する法律案について申し上げます。

現在、国民年金、厚生年金保険、船員保険の特別会計の積立金あつては、その大部分が資金運用部に預託され、直接間接に大資本の利益のため用いられ、被保険者のために用いられる資金は、増加資金の四分の一程度に限られているわ

けであります。全く不當な運用であります。

(拍手)これは、この運用に関し被保険者代表の意

思を表示する制度がなく、また運用の主体が大蔵

省に握られていることに基因をいたしております

す。

保険法の一部改正に準じて所要の改正を行なうこ

といたしました。

さらに、年金福祉事業団法の一部改正について申し上げます。

その内容は、年金福祉事業団に被保険者に対する

といたしました。

さらに、年金福祉事業団法の一部改正について申し上げます。

外報号

官

まだ不満足なわが国の生活保護基準ですら、四十八年度で六十歳の一人身の場合、低いほうで二万三千円、高いほうになると、三万二千円となり、政府案による二十年の年金に比べて千円から計算になります。つまり政府案によれば、生活保護を受けなければならぬ年金受給者が一部に発生するという結果になります。年金と生活保護費は併給されないことから、この二万二千円の年金生活者は何と生活保護費からの差額で救済されなければならぬといふ、まことに奇妙な現象が起ります。(拍手)

年金は人生の有給休暇とさえいわれ、所得保障がその目的であります。ところが、このように生活保護費から保障の一部を借りなければならぬよろな年金制度を所得保障の制度とは、私は断じて容認できません。(拍手)

さらに、国民年金に至っては、昭和六十六年

度、つまりいまから十八年先でなければ夫婦で五

万円にならないといふ。年金を楽しみにしている

お年寄りは、月五千円の老齢福祉年金か、あるいは

月一万二千五百円の十年年金しかありません。

その対象者実に四百八十万人、平均して月六千二

百円程度の給付ということになるわけでございま

す。

総理、あやまちを改むるにはばかることなか

れ。五万円年金とはまつかなうそ、実は六千円年

金だったと頭を下げてもらえませんか。いかがで

ございましょう。

私たちは、昨年の総選挙で一同ともに戦った者

として、ここで田中総理並びに齊藤厚生大臣にお尋ねしたい。私は怒りを込めて、選挙

本指のボスターの五万円、これは五千円となるとだつたのか、それとも十八年先が五万円になる

ということだったのか。あなたの方のつくられたあの五

本中総理、あなたの御母堂はたいへん偉いお方

と聞いております。越後の自然をたよりに、土地を相手に老農農耕にいそしむその御母堂の前で、きっぱり答えられるように、ここで釈明されたいと思います。

このように、故意か過失か、うそ偽りの結果に

なったのはなぜだろうか。それは、第一の理由と

して、いわゆる最低保障制度を導入しなかつたか

らであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一
生することができるようになります。国民年金では、受
給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生
年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ
けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言
いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一
生することができるようになります。国民年金では、受
給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生
年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ
けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを防止する」とあります。言

いかえるならば、国民のだれもが老後、年金で一

生することができるようになります。国民年金では、受

給者は保険料を納めている人のわずか一%、厚生

年金でも二・七%、いわゆる未成熟といわれるわ

けであります。

そもそも年金とは、国民年金法第一条に見ると

おり「憲法第二十五条规定する理念に基

き、老齢・障害又は死亡によつて国民生活の安定

がそこなわることを

に落とされているのであります。一つ年下の六十歳の人が十年年金を受け取っているのに、隣の年上の人には年金がないなんて、全く血も涙もない冷酷無比な仕打ちをするものだと慨嘆にたえないのであります。(拍手)

最後に、大蔵大臣にお伺いいたします。すなはち、いま世間で疑りの目で見られている年金積み立て金の運用についてであります。

政府の運用のしかたは、保険料を払っている国民の側から見ると、疑わないほうがよほどおかしいやり方になつております。そうでしょう。当該年度に積み立てられた分の貸付け先はある程度明らかにされたとしても、貸した先から返済されたあと、その後どうなつているのか、皆目見当がつかない。また、返済状況さえ明らかにされていないこと。また、たとえば年金積み立て金は大蔵省の資金運用部資金として、郵便貯金などほかの資金と込みにして使われているために、国民は、自分が入っている保険の積み立て金がどうなつておるのか、だれしも知ることができません。さらには、国民は、自分たちで積み立てている金の運用に直接タッチすることができない仕組みになつておるのではないか。これでは疑惑の目に見られるのも当然だと思います。

そこで大蔵大臣、あなたは、さきの参議院予算委員会で、わが社会党議員の質問に対し、返済分の運用状況等を隠しているわけではないとか、ほのかのものと一元的に集めてこれを運用するほうが国民的にベターであるとか、また年金積み立て金の自主運用の主張を否定して、もやはち屋にと言われた。

それならお伺いします。回収金の運用を秘密にしないと言つたならば、ここで過去三十年間の積み立て額と使途など、その全貌を明らかにしていただきましょうか。(拍手)

二つには、一元的に集めて運用すると言われるが、さくらがかけた金の行く末がわからぬいようになされておいて、国民的にベターとはどういう意

味でありますか。

三つには、野党の共同提案にあるとく、被保

障者を中心とする運用審議会をつくり、明確で効果的な運用をすべきであり、このように国民が自ら管理、自主運用を希望しているのに、もちはあら屋にというはどういう意味なのか。それとも大蔵大臣、八兆円という膨大な金をいますぐ返せと言わても困るということなのか。ここではつきり明言していただきたいと思うのでござります。(拍手)

わが社会党の田中寿美子議員があなたに迫ったではないか、「シーザーのものはシーザーに返せ」と。これに何と答えられるか、この本会議場ではつきりしていただきたいと思うのでござります。

皆さん、結局こうしたことあります。現在までの積み立て総額は八兆円であります。政府案の保険料値上げが通れば、この一年間に新たに一兆二千億円たまります。そして、この一年間の給付額は、何とたった五千億であります。

ところが、あります。この八兆円に対する利子が、毎年五千億円以上黙つていてもたまるわけではありません。いわば、銀行利子分だけを給付額に回しましようといふわけございましょう。それとも、この簡単な算術が違うというならば、厚生大臣、田中総理や大蔵大臣の前で、一度それは違

うと否定してみてください。

〔議長退席、副議長着席〕

もうがまんならない。哲學もなければ、何ら定見を持たない田中内閣は、社会保障制度の根幹を問いただすことと自体が無理だと思います。しかし、これだけは、以上の点だけは、国民の前に明らかにされたいと思います。

最後の提案であります。この年金制度は、この時間に、この瞬間に、単にお年寄りばかりではなく、老人の扶養に当たる国民全体が注目と期待をしておる前向きの法案であるだけに、あらゆる法案に先がけて審議されることを強く訴えまして、

私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣總理大臣(田中角栄君) 川保健二郎君にお答えをいたします。

まず第一番目は、五万円年金を受給できるのは受給者の一割五分で、これでどうして五万円年金と言えるかという御趣旨のようござりますが、

今回の改正は、厚生年金の標準的な年金額を五万円にしようとするものであります。昭和四十八年度に新たに老齢年金を受ける二十年以上加入の人について見れば、その三割以上が現実に五万円年金を受けることになるのであります。

加入期間の長短、保険料拠出の程度のいかんにかかわらず、すべての年金受給者の年金額を五万円とするような年金制度の設計は、きわめて適切を欠くものだと考へるのであります。

標準的な年金生活者の年金額として、現役の労働者の収入の六割を確保しようとする今回の年金改善は、国際的に見ても遜色のない年金水準を実現する画期的な改正であると考えておるものであります。(拍手)

第二は、政府案の国民年金は、夫婦五万円ではなく、六千二百円年金なのかといふような御発言でございますが、今回の改正では、国民年金の給付水準についても、厚生年金の大大幅な給付水準の引き上げに均衡する改正を行なうことには踏み切つたものであります。すなはち、国民年金の本来の資格期間である二十五年加入の場合の年金水準を、附加年金を含め、夫婦月額五万円に引き上げることといたしました。

御指摘のとおり、この年金の支給が実際に始まることは、かなり先のことになるため、そのときの価格で五万円年金であるかのように言つておりますが、現在の五万円年金の実質的な価値を今後も維持していくこととするのが、今回改正の趣旨な

のであります。このことから考えますれば、国民

第三点は、ILO百二号条約の批准についての御言及でございますが、ILO百二号条約の批准につきましては、基準を満たしていない部門の今後の方向を含め、全体についても将来の見通しを立てた上で、態度をきめることが妥当であると考えます。各國の動向も注視しながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上。(拍手)

〔國務大臣愛知接一君登壇〕

○國務大臣(愛知接一君) 御指摘がございましたように、厚生年金と国民年金の積み立て金は資金運用部に預託され、郵便貯金等と同じように、他の預託金と総合して運用いたしております。政府の考え方は、國の特別会計の余裕金や積み立て金等を資金運用部に統合いたしまして、財政、金融政策との齊合性を保ちながら、重複なく、効率的に活用して、公共の利益の増進に資するよう運用することが最善の方策であると從来から考えておるからでござります。(拍手)

したがいまして、別勘定とか独立運用とかいうことは、かえっていかがかと考へておる次第でございます。

同時に、年金資金の持つ特殊性は御指摘のとおりでござりますから、従来から特段の配慮をしております。すなはち、特に三十六年度からは、政投融資計画の使途別分類において、特に年金資金等の使途を明らかにしております。

また、厚生年金、国民年金の預託増加額の三分の一は、いわゆる還元融資に充てることとしておりますことを御承知のとおりでござります。年金の残高は九兆五千七百三十五億円となつておりますが、そのうち、資金運用部に預託されております額は、昭和四十八年二月末で七兆九千七億円であります。厚生年金の関係で約六兆二千億円、

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する川保健二郎君の質疑

国民年金関係で約一兆円であります。その他船員保険、国家公務員共済等を合わせてさうな数字になるわけでござりますが、これらの預託増加額につきましては、先ほど申しました三十六年度以降、各年度の財政投融資計画策定の際に、これを年金資金等いたしまして、特にその用途を明瞭化にしております。それ以前の分につきましては、特に区分した使途はきめておられなかつたためありますから、数字等については不明確でございます。

これを四十八年度について見ますと、住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業の各分野に入5%を充てることにしておりますことを御承知のとおりでござりますが、特に、年金被保険者等の福祉増進に密接に関係しております住宅、生活環境の整備、厚生福祉施設等につきましては、年々増加をいたしまして、四十八年度では六七%ということに相なつております。

このように、年金積み立て金等の特殊性にかんがみまして、また、国民的な御要望にもこたえまして、御承知の財投関係については、今国会において、国会の御議決の対象とする法律もつくっていただきましたし、また、こうした内容等を明確にいたしまして、十分御趣旨に沿うようにいたしました。同時に、資金の運用、活用にいたしましては、効率から考えましても、あるいは管理といふことから考えましても、大切なお金でござりますから、こういう一元的な運用をしたほうが、国家的に私はベターである、かように確信をいたしておる次第でございます。

なお、大蔵省いたしましては、かくのことき巨額の資金をお預かりをいたしておりますから、この管理運用をやりたいがために、大切なこの年金制度の運用等について、特に別の意図を持つてゐるといふようなことは全く考えておりませんことを明らかにいたしておきます。(拍手)

○國務大臣(齋藤邦吉君) まず申し上げておきたいことは、年金については、御承知のように、わが国は社会保険方式を採用しておるといふことでございまして、厚生年金、国民年金たると、とを問わず、國家公務員、地方公務員、三公社の職員の共済組合におきましても、御承知のように社会保険方式でありますために、一定の基準を設け、加入期間の長短、標準報酬の多寡によつて年金額がきまつておるということをまず申し上げたのであります。したがいまして、すべての年金は加入期間のいかんにかかわらず、標準報酬のいかんにかかわらず、定額で一定にするという制度は、わが国の年金制度においては全然とつてないことを明らかにいたしておきたいと思うのであります。

そこで、まず厚生年金でございますが、先ほども總理からお話をありましたように、一定の水準、すなわち二十七年という標準的な加入期間を持つ人について、過去の標準報酬を再評価し、八万四千六百円に引き上げ、これによつて、加入者の標準報酬の平均のおよそ六〇%、五万円を確保しようとするものであります。

四十八年度における実際の推定を申し上げますと、四十八年度中に年金を受けまする方は、全国で全受給者八十八万人でござります。その八十八万人のうち、なるほど五万円以上の受給者はその一割、八万五千人程度でござりますが、全受給者の六割、すなわち四十八万人といふ方は二十年以上の加入者であつて、その受ける年金額は四万一千円ないし四万六千円ということでございまして、さらにつこの数は、五万円を受ける数は年を追うて増加するのでございまして、全然見せかけなどではないと考へております。(拍手)

生活保護との関連においてお尋ねがございましが、生活保護は最低生活を保障する制度でありますて、厚生年金の改正は、加入者の標準報酬の平均の大割を確保しようということでありますので、直接比較することは必ずしも当を得たもので

さまでござります。厚生年金の場合はそうでござります。特に、退職時の給与が最高であることは限つております。加入期間を通じた標準報酬を用いるのでなければ、全加入者を通じての公平を保つことができないのでござります。この点から単一の給与表で律せられておる公務員などとは違つておるのでございまして、民間労働者の場合、退職前数年間の報酬を基礎とすることはかえつて不利になる場合もあるのでございまして、不適当と考えておる次第でござります。

なお、こうしてきまります厚生年金の受給額は、物価スライドに伴いましてその年金が変わつていくことは当然でござります。再評価の表につきましては、五年ごとの財政再計算期において改定をいたす考でござります。

物価スライド制を採用した理由は何かといふお尋ねでございまして、これは、御承知のように、年金額の実質価値を維持するために、物価上昇による減価を自動的に埋め合わせる仕組みとして、自動的物価スライド制をとることにいたしましたのでござります。賃金スライドにつきましては、従来どおり、財政再計算期に、賃金や生活水準の向上を勘査して改善をはかることといたしております。

こういうわけで、自動的に毎年賃金スライド制を実施するということになりますれば、厚生年金、国民年金、一緒に考えまして、被保険者の賃金体系など、所得のあり方がまちまちであり、景気変動の影響を受ける度合いが異なるなどの事情もあり、年齢により賃金上昇率に相当の差異があるなどのことから、賃金スライド制は適切でないと考えておる次第でござります。

それから、厚生年金が制度発足以来三十年を経過しておるのに未成熟でないかというお尋ねでございました。厚生年金は、なるほど三十年の歴史を有するものの、発足当時の加入者はわずかに三百万人でございました。その後わが国経済の成長、発展に伴い一千万人に達しましたのは昭和三

十二年、二千万人に達したのは昭和四十三年であります。したがって、今後においてこのよきに急増した加入者の老齢年金の支給が始まるのでござります。

なお、加入期間が短い人については脱退手当金という制度があるのでございまして、かけ捨てといふ御指摘は当たらないと思います。過去の加入者が三百万人程度であつたことからして、かりに御指摘のような過去勤務期間の算入のことき措置を講じましても、厚生年金の成熟化の上ではほど意味はないものと考えるのでございます。

なお、年金の谷間にについてのお尋ねでござります。十三年前に国民年金制度ができましたときに、当時五十五歳以上の方は、保険料をかけていたただくこともなかなか期間的に余裕がないというので、この方は一応はずしたのでございます。

その方々に対する問題でございますが、この問題につきましては、私ども何とか解決をしなければならないと考えておるのでございますが、拠出年金の体系で考へるか、無拠出年金その他の体系で考へるか、その方策について十分検討を要することがあるのでございますが、この問題につきましては、この法律案の御審議の段階において、十分結論を出して解決いたしたいと考えておる次第でございます。

それから、年金積み立て金の問題につきましては、大蔵大臣お述べになりましたとおりでござります。

なお、最後に、重要な法律案であるから、先に早く審議したらどうかといふ御意見がございました。このことは、社会労働委員会において決定すべきことではござりますが、健保法はすでに本会議において趣旨説明も終了いたしておりますのでござりますので、まず健康保険法から御審議を進めていただくようお願いをいたしておきたいと思ふ次第でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 石母田達君。

昭和四十八年四月六日 衆議院会議録第二十三号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する石母田達君の質疑

[石母田達君登壇]

○石母田達君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、厚生年金、国民年金等の政府改正案に対し、総理大臣並びに関係閣僚に質問いたします。

同時に、われわれは、日本社会党、公明党、民社党との四党共同による改正案を支持する立場から質問するものであります。(拍手)

今日、老人問題はきわめて重大な社会問題、政治問題になつております。現在、六十歳以上の方々はすでに千二百万人をこえております。これは本来喜ぶべきことであります。

ところが、いま多くの老人は、はたして長生きしてよかつたと心から喜び合える状態にあるでしょうか。わが国は、世界で一、二を争うほど老人の自殺が多く、一日平均十八名にもなつているのであります。そのおもな原因が、病気や生活苦からであることは明らかであります。わが国の大多数の老人は、自民党政の大企業優先の高度成長政策によって、人口の都市集中、高物価と住宅難、核家族化と高齢者世帯を増大させ、老後の生活はますます不安定にされているのであります。

このような状況のもとで、老人問題、とりわけ多額の老人は、年金問題に対してどのように態度をとるか、この問題こそ、生活優先の政策か、大資本優先の政策か、これを判断する分かれ道になつてゐるのであります。(拍手)

そこで、まず第一にただしたいことは、公的年金制度、ひいては社会保障に対する政府の基本的な考え方についてであります。

憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記しております。さらに、国は社会福祉、社会保障の向上及び増進につとめなければならないとして、社会保障に対する國の義務をはつきりと規定しているのであります。老人福祉法第二条も、老人に対する敬愛と健全で安らかな生活の保障をうたつてゐるのであります。

このように、年金を含め社会保障は、国民の基本的な権利であり、國の責任で実行すべきことであります。ところが、田中總理、あなたは今度の国会で、月五千円の年金でどうして暮らしていくのか、こうう質問に対し、老人そのものの扶養義務者が存在するわけだから、こう言つております。これは、親子の情愛につけ込んで、社会保障の貧困と國の果たすべき責任をまかそらとするものであり、國際的にも確立された社会保障の基本理念に全く反するものといわざるを得ません。(拍手)

いま多くのむすこや娘たちが、年取った親を大切にし、一緒に暮らしたいと思つても、住まいは狭く、高物価、低賃金のために、それがますますむずかしくなっています。その結果、孤独な老人世帯があふえております。私は、明治、大正と生き抜き、今日の社会を築いた労働者の生活と健康を保障することは、國政になら政治家として当然の責務であると考へますが、総理並びに厚生大臣は、この社会保障の基本問題についてどのように考へるか、具体的に明確にお答え願いたいと思うのであります。(拍手)

第二にお聞きしたいことは、政府案の内容が、はたして老人の生活保障の要求にこたえたものでありますかどうかという問題であります。

年金問題で最も重要な原則の一つは、生活保障の原則であります。先ほどから總理や厚生大臣がいろいろのことを言つておりますけれども、選挙の中から、今度の政府案を、お年寄りならそれで、も、いますぐのうちに五万円もらえるような宣伝をしたのは、まさに田中總理あなたであります。

しかし、まばろしの五万円年金ということばが示すように、実際には厚生年金の場合、五万円もらえる人は、八十九万人のうちたった一割、国民八年であります。總理、これではいま六十歳をこなされた人々のうち、何人がこの五万円を受け取る事ができると思いますか。あすではおそい、いますぐ、これがお年寄りの切なる願いなのであります。

本的な権利であり、國の責任で実行すべきことであります。ところが、田中總理、あなたは今度の

国会で、月五千円の年金でどうして暮らしていく

か、こうう質問に対し、老人そのものの扶

養義務者が存在するわけだから、こう言つております。これは、親子の情愛につけ込んで、社会保障の貧困と國の果たすべき責任をまかそらとす

るものであり、國際的にも確立された社会保障の基本理念に全く反するものといわざるを得ません。(拍手)

ところが、いま多くの老人は、はたして長生きしてよかつたと心から喜び合える状態にあるで

しょうか。わが国は、世界で一、二を争うほど老

人の自殺が多く、一日平均十八名にもなつている

のであります。そのおもな原因が、病気や生活苦からであることは明らかであります。わが国の大

多数の老人は、自民党政の大企業優先の高度成

長政策によって、人口の都市集中、高物価と住宅

難、核家族化と高齢者世帯を増大させ、老後の生

活はますます不安定にされているのであります。

このおもな原因が、病気や生活苦からであることは明らかであります。わが国の大

多数の老人は、自民党政の大企業優先の高度成

長政策によって、人口の都市集中、高物価と住宅

難、核家族化と高齢者世帯を増大させ、老後の生

活はますます不安定にされているのであります。

このおもな原因が、病気や生活苦からであることは明らかであります。わが

者の保険料を大幅に引き上げなければならない仕組みになつてゐる所以であります。特に、国際通貨危機が深まり、国内ではインフレと総合商社など大資本の商品投機が荒れ狂い、経済が激動している今日、積み立て方式の不合理はますます明白になつてゐるのであります。

さらに許しがたいことは、年金のための八兆円をこえる積み立て金が、現在財政投融資として、電力など基幹産業、産業道路、工業用港湾など、大資本のために使われているといふことであります。先日の参議院予算委員会で、わが党の渡辺議員が明らかにしましたように、年金の積み立て金は、商品投機の張本人である総合商社にさう回されているのであります。

財政投融資総額の中に占める年金積み立て金の比率は、昭和三十六年度が一八・四%、昭和四十一年度になりますと二六・四%と、年々増大していきます。これは、大資本のために国土を食いものにする日本列島改造計画に、この資金が不可欠の資金とされようとしていることをはつきり示しているのであります。(拍手) 田中総理並びに大蔵大臣、これは、年金、社会保障の名をかりた大資本のための大衆収奪ではないでしょうか。老後のしあわせのための資金を、全く目的の異なる大資本のために使うことは、明らかに流用といふべきではないでしようか。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

このような大衆収奪の積み立て方式は直ちに廃止し、賦課方式に切りかえるべきであります。四十八年度予算を見ても、厚生年金の歳入見込みは一兆八千五百億円をこえていますが、保険の給付に使われる費用は、三千二百億円にすぎません。それは、積み立て金の利子約四千六百億円より少ないのであります。

現在、賦課方式に切りかえて、掛け金の値上がりなしに年金を大幅に改善できることは、年金財政の收支を見れば一目瞭然であります。値上げな

いで年金改善ができるにもかかわらず、なぜ政府は厚生年金の掛け金を千分の六十四から千分の七十九に、国民年金では五百五十円から九百円という大幅値上げを行はねばならないのか。日本共産党・革新共同は、このような不當な値上げには断固として反対するものであります。(拍手)

政府は、賦課方式の切りかえに反対する口実として、いまはやつていけるかも知れないが、将来老人人口が大幅に増大するので、若い層は負担に耐え切れないなるなどと宣伝しております。これ

は、若い人々の負担を口実に、老人と若い人々との世代間の分裂をはからうとする、きわめて悪質な宣伝であります。しかし、若い人々の負担増と一緒に問題は、政府が高福祉高負担の立場を改め、年金の負担を国と資本家が持つという眞の社会保障の原則に従うならば、たちどころに解決する問題なんであります。盛んに政府が強調している国民生活優先を真に実行する勇気と決断力があるならば、せめて掛け金の労使折半の方式を改め、負担割合を労働者三、資本家七にすべきであります。

田中総理並びに大蔵大臣、これらは、年金水準をふえないように配慮することは言うまでもあります。このような思い切った政策こそ、眞に経済政策の転換の名に値するものであります。

これはまた、大企業の社会保障負担や賃金コストが国際的にも特別に低く、ぱく大な国際収支の黒字をかかえ、絶えざる田切り上げに悩まされてゐるわが国経済の低福祉構造を改める道でもあります。国民の負担を軽くし、生活できる年金を保障するところに、絶えざる円切り上げといふ日本

第四に、今回、政府案に対する対案として先ほど発表になりました共、社、公、民四党共同提案について、政府にお聞きしたいと思います。この四党共同提案は、政府案に比べて、老齢福祉年金を大幅に引き上げ、国民年金を夫婦で月五万一千円、厚生年金を平均月六万円にするなど、厚生福祉施設、中小企業等各分野にその大部分、比重をふやし、積み立て方式から賦課方式を目指すなど、従来の制度を改善する内容を持つものであります。

政府が多少なりとも国民生活優先を考えるならば、この四党共同提案を受け入れ、いさぎよく政府案を撤回すべきであります。(拍手) 総理にその意思があるかどうか、お伺いしたいと思うのであります。

最後に、私は、当面、今国会においてこの四党共同提案の成立のために奮闘するとともに、日本共产党がこれまで公表し公約してきた抜本的改革案を、広く国民に呼びかけ、その実現のために奮闘するという決意を表明して、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

【内閣総理大臣(田中角栄君) 石母田達君の御質問にお答えをいたします。】

まず第一は、政府の福祉政策についてでございまます。が、社会保障につきましては、昭和四十八年度予算において、年金、老人対策等その充実に特に意を用いたところであります。が、活力ある福祉社会の建設のため、年次計画を立てて、着実にその充実をはかつてまいりたいと考えます。

第二は、賦課方式を採用すべきであるという御主張でございますが、わが国におきましては、今後、人口の急速な老齢化と年金制度の成熟化に伴い、年金受給者が急増することが見込まれておることは、いま御発言にあるとおりでございます。

このような状況のもとで、今後二十年、三十年と長期にわたり、急激な負担の増加を避けながら、充実した年金額の支給を確保していくためには、

長期的視野に立った財政運営が肝要であり、現行の修正積み立て方式を実情に即した配慮を加えたがら維持していくことが適當だと考えておるのであります。

また、資金運用部に預託された年金積み立て金の運用につきましては、住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、中小企業等各分野にその大部分、すなわち八五%程度が充てられておりまして、大企業本位に使われているとの批判は全く当たらぬのであります。

それから第三は、厚生年金、国民年金に関する四党提案に対する政府の見解を求められたわけでございますが、御提案のよくな年金水準の引き上げを、保険料負担の引き上げを行なわずに実現することは、今後の年金制度の健全な運営から見ても無理があり、現在提案しておる政府案が最善のものと考えるのであります。

以上。(拍手)

【國務大臣愛知揆一君登壇】

○國務大臣(愛知揆一君) 田中総理からお答えがございましたが、そのとおりでございまして、私は、率直に申しますと、こういうふうに考へるわけでございます。

年金の積み立て金は、財政投融資計画の使途別

分類でも明らかでございますように、四十八年度計画でごらんになれば明らかでありますけれども、生活環境や厚生福祉、文教、中小企業等に向けられておるのであります。が、基幹産業とか貿易振興には、この関係からは全然出ておりません。

ところで、この年金の積み立て金の使用ということと、それから年金制度を積み立て方式か賦課方式かということと結びつけて論議をされることでございます。積み立て方式がよろしいと申しますのは、ただいま田中総理からお話をございましたように、日本の現在の人口構成、これは歐米等から比べても、多くを申す必要がないと思ひ

ますが、これから老人層が多くなる、受給者層が非常に多くなる。そして、長期的に考えて、年金財政をよくするためにはどうしたらいいかということで、積み立て方式のほうがよろしいというのが政府の見解でございます。その結果、その積み立て金を大切にしながら、その間ににおいて運用をやつておるというのが現状でございますから、それとこれをこんがらがつて御議論なさるのには、私はいささか筋違いのところがあるのではないか、かように考へるわけでござります。

(拍手)

私どもが、年金制度というものが未長く、現状に即し、かつ、現在だけを考えれば保険料が少なくて済むかもしませんが、急激に将来これがふえるようなことがないようについてことを考へまして、この制度をとり、かつ、その間に集まる積み立て金を大切に運用している、こういう順序になりますことを、どうか冷静に御理解をお願いいたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) お答えを申し上げます。

田中總理からお答えになりました以外の事項についてお答えを申し上げますが、政府案の五万円年金はまことに年金ではないかといお尋ねでございますが、これはとんでもないことだと思います。

先ほども申し上げましたように、厚生年金五万円金額といふことを提案をいたしておるわけございまして、昭和四十八年度においてどの程度の

年金額を現実受けられるかと申しますと、八十万

人のうち、その六割を占める二十年以上加入の者

が四万一千円ないし四万六千円程度の年金を受け

てまいりということをはつきり申し上げておきま

す。

それから国民年金については、先ほども申し上

げましたように、二十五年加入といふことが前提で、おる制度でございまして、まだ十三年きりたつておりませんから、五万円をいただく方がいいことは明らかであります。しかしながら、制度創設以来すでに十三年を経過いたしておりますので、いわゆる十年年金につきましては、夫婦一円を二・五倍引き上げて二万五千円にしようとしたのであります。

保険料の引き上げの先取りのお話がございまし

たが、年金制度のような長期にわたる制度の場合には、将来急速に増大する受給者に対する給付費

を確保しながら制度の健全なる維持発展をはかる

ためには、長期的視野に立った財政運営を行なう

ことが必要である、かように考へておる次第でござります。

それから、年金の谷間の問題につきましては、

先ほどもお答え申し上げましたが、拠出年金の体

系で考へるか無拠出年金その他の体系で考へるか

など、その方策について十分な検討を要する事柄

でございまして、まだ結論を得ておりませんが、

法案審議の段階で何とか結論を出すようにいた

たいと思う次第でござります。

なお、共産党が、厚生年金法、国民年金法の改

正を提案しておるが、これに対してもどう思うかと

いうお尋ねがございました。

御提案の内容は、各年金制度とも、三年以上加

入で六十歳から年金を支給し、年金額も十年加入

で夫婦月額六万円という水準を実現しようとい

うお尋ねがございました。

そこでお答えがございましたが、この積み立て金

は、国民各層の貴重な拠出金の集積であるとい

うお尋ねでござります。

なお、積み立て金の問題について大蔵大臣から

度においてすでに定着しておるかと考へておりますので、いまにわかにこれを改めることは考へて

お尋ねでござります。

そこでお答えがございましたが、この積み立て金

は、国民福祉の安定向上に資するために運用をいた

しておるものであります。誤解があるといけま

せんからはつきり申しますが、基幹産業、貿易

などには、この金は一文も使っておりません。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

保険料の労使折半の原則をやめたらどうかとい

うお尋ねでござりますが、この問題は社会保険制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定向上に資するために運用をいた

しておるものであります。誤解があるといけま

せんからはつきり申しますが、基幹産業、貿易

などには、この金は一文も使っておりません。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定

向上に資するために運用をいたしました。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定

向上に資するために運用をいたしました。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定

向上に資るために運用をいたしました。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定

向上に資るために運用をいたしました。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまし

て、先ほど趣旨説明のありました厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案につきまして、総理大

臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

いま、わが国における老齢層の置かれておりま

す現状は、きわめてきびしいものであります。子

供が親をみるといふいわゆる家族制度は崩壊し、

核家族化が急速に進行する一方、老齢人口の激増

が対応し切れぬ社会福祉施設等の拙劣さに加え、

インフレ経済、高度成長下のもとに、老後の生活

はますます深刻かつ不安定な状況の中に突き落と

ることに伴い、年金受給者が今後急激に増加す

ることもまた当然であります。したがって、年金制

度改訂並びに財政運営のあり方が絶対に必要なも

のであると確信をします。(拍手)

また、あまりにも低過ぎる年金に、もうがまん

ならないと立ち上がりた老人パワーは、三月十

日に、「豊かな老後を求める三・一〇日比谷集会」

を開き、生活できる年金、食える年金をと激しく

要求して、国会に請願デモを行なったことは周知

のとおりでござります。車いすを先頭に、腰の曲

がった方々もプラカードを掲げ、医師の付き添い

など、直接間接、国民生活並びに国民福祉の安定

向上に資るために運用をいたしました。

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

ります。六十歳以上の人口のわずか〇・七%にすぎないといふ、実に欺瞞的な年金といわねばなりません。

さらに、国民年金における夫婦五万円に至つては、まことに話にならないのであります。そのモデルは次のとおりでございます。すなわち、昭和三十六年、制度発足当時三十三歳で、しかも同年齢の夫婦で二人とも制度に入り、また、それぞれの所得比例年金にも加入して、昭和六十三年六月まで、すなわち二十七年と三ヶ月間も掛け金をかけ、さらに五年間の据え置き期間を経て、やっと支給されるのであります。要するに、最良の条件を備えている人の場合をとつてみましても、いまから二十年先の昭和六十八年にならないと受給でききないといふ、まさにまぼろしの五万円年金なのであります。しかも、保険料のほうは直ちに大幅に引き上げて先取りをするといふ、不公平な内容になつてゐるのでございます。

そこで、総理並びに厚生大臣にお伺いいたしましたが、先ほど指摘しましたように、政府の五万円年金案は、自民党的選挙スローガンにつじつまと合わされた誇大宣伝にすぎません。先ほど総理は、また厚生大臣は、しらじらと否定的な発言をなさつておられましたが、かつての二万円年金のときと同じように、再び国民の期待を大きく裏切つた政府の政治責任はまことに重大であります。いかに反省し、責任を感じておられるのか、所信を承りたいのでございます。

さらに、本日提出しました野党四党共同提案は、現財政方式のままでも改善し得る当面の改正案でございます。国民の切なる願いを込めて、緊急に措置すべき具体的かつ実現可能な年金改正案なのであります。

総理は、この国民の声なき声を率直に受けとめ、すみやかに政府案を撤回し、四党共同提案を採用すべきであると考えるのであります。あわせて、総理の御所見をお伺いいたします。(拍手)

次に、年金制度の抜本的改革についてであります。わが国は、各種年金が乱立し、その制度間の給付、負担、受給要件、配偶者の地位等々、はなはだしく均衡を欠き、格差を生じてゐることは、総理も十分御承知のはずであります。当然改善されねばならぬ基本的課題であります。国民皆年金の現状と理想から見ましても、国民年金の位置づけを再検討し、各種制度の基本的部分については、すみやかに統合し、老齢者の最低生活を保障すべくありますと主張するものであります。が、総理並びに厚生大臣の御見解をお伺いしたいのであります。

次に、経済企画庁長官にお尋ねいたします。わが国の社会保険給付費の国民所得に対する割合は、昭和四十六年度で六%でござります。西ドイツの二一・八%、フランスの一九・七%、イタリアの一八・六%等と比較いたしますと、三分の一以下というお粗末な社会保障の内容になつております。この低水準にあるおもな理由は、年金制度の立ちおくれがきわめて著しいことにあるわけですが、今後西欧諸国に追いつき、福祉国家を標榜するわが国にとりまして、どのような目標のもと年金が支給されないという現行年金制度の積み立て方式に最大の欠陥があり、その積み立て方式の仕組みのままでは年金制度の成熟化を待つことは、もはや断じて許されないのでござります。

したがいまして、一定の被保険者期間を経ないと年金が支給されないという現行年金制度の積み立て方式に最大の欠陥があり、その積み立て方式の仕組みのままでは年金制度の成熟化を待つことは、もはや断じて許されないのでござります。

さらに、二月に発表されました経済社会基本計画の中に、五年後、すなわち、昭和五十二年までに振替所得を八・八%にまで引き上げると述べておりますが、これは年金受給者の自然増に合わせた指標であり、実効ある社会保険の目標ではないと思うのであります。が、御見解を承りたいと思ひます。

次に、大蔵、厚生両大臣にお尋ねをいたします。まず、年金財政方式を賦課方式に転換せよといふことでございますが、わが国の年金制度の欠陥は、一つには、国民皆年金体制の発足がおくれたために、現在のお年寄りと、いま働く世代との負担の不公平をどうするかが先決でございます。現在のお年寄りは、戦前、戦後の過酷な環境の中で、両親と子供を扶養し、インフレに耐え、しかも、数十年にわたって使用される公共施設を、公債によらないで、当時の税金で建設してきたのでございます。

二つには、したがつて、年金受給者と年金額が低く、老後の生活保障の名に値しないものであるに対する換出制年金受給者の比率は一三%にしかすぎず、あめ玉年金といわれております老齢福祉年金を加えましても、五六%にしかすぎないのであります。

ちなみに、昭和四十五年度における西欧各国の年金受給者の比率を見ますれば、スウェーデン一〇〇%、イギリス八四・二%、アメリカ八二・六%、これらと比較いたしますと、あまりにもわが国の年金制度が貧弱であり、未成熟であるかは、一目瞭然でございます。

したがいまして、一定の被保険者期間を経ないと年金が支給されないという現行年金制度の積み立て方式に最大の欠陥があり、その積み立て方式の仕組みのままでは年金制度の成熟化を待つことは、もはや断じて許されないのでござります。

第三に、働く世代の肩にかかる扶養負担を老人の側だけで見るのは片手落ちでございます。

六十五歳以上の人口が全人口に占める割合は、確かに昭和四十五年の七・一%から、七十五年に一三・四%に上昇していきます。しかし、一方では、十四歳までの子供の人口の全人口に対する比率は、同じ期間に二三・九%から二〇・九%に低下するのでございます。そこで、十五歳から六十四歳までの稼働人口にかかる扶養負担は、三一%から三四・三%へ、わずか三・三%ふえるだけなのであります。また、この間の所得の上昇を考えるならば、さほど騒ぐほどのことではないと思うのでございます。

そこで政府にお尋ねいたしますが、現在のお年寄りの悲惨な状態を見殺しにして、何ゆえに積み立て方式に固執をなされるのか、明確かつ具体的な御答弁をお願いするものでございます。

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。年金は保険主義か保障主義かということでございます。

わが党は、結党以来、国民福祉の実現のため、社会保険主義を貫いた年金制度の大改革を訴えてまいりました。しかるに政府は、今回の改正案においても、一向に保険主義の域を出ようとせ

ず、国民の求める真の年金改革にはほど遠いものといわねばなりません。

すなわち、老齢福祉年金についても、ことしの十月から千七百円アップの五千円になるとはいはずけれども、いかに経過的、補完的措置の福祉年金といえども、一日にわずかに百六十七円という涙金でございます。この物価高の時代に、一体これで何が買えるというのでありますでしょうか。

去る一月の十日、一人の老人が、五千円分の食糧を買い込んで、これで一ヶ月間暮らせるものかどうか、お役人の目の前で実験してみたいと言つて、大蔵省の正門わきにすわり込んで年金抗議を行なつておりましたけれども、月額五千円ではたして老後の生活保障をはかられると大臣はお考えでございましょうか。

われわれは、福祉年金の大改改善を強く訴えるものでございます。と同時に、年金の谷間に埋没した六十七歳から七十歳未満の百二十九万人に對して、どのように救済なるのか。先ほど厚生大臣は、拠出制か無拠出制か、法案審議の段階で結論を出しますと言つておりますけれども、本日がその審議の段階ではございませんか。具体的かつ責任ある御答弁をこの場でしていただきたいものでございます。(拍手)

ただいま、ときあたかも、桜花らんまんの春四月でございます。現在のお年寄りにも、安定した老後のあたたかい希望の春を安心して迎えられるよう、誠意ある、血の通つた御答弁を強く要求いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(田中角栄君) 大橋敏雄君にお答

えをいたしました。

五万円年金で国民の期待を裏切った政治責任はどうかといふことございますが、今回の改正は、先ほど申し上げましたとおり、厚生年金の標準的な年金額を五万円にしようとするものであります。昭和四十九年度中に新たに老齢年金を受

ける二十年以上加入の人についてみれば、その三割以上が現実に五万円年金を受けることとなるわけであります。

しかし、加入期間の長短、保険料拠出の程度のいかんにかかわらず、すべての年金受給者の年金額を五万円とするような年金制度の設計は、きわめて適切を欠くものと考えるのであります。

標準的な年金生活者の年金額として、現役の労者の収入の六割を確保しようとする今回の年金改善は、国際的に見ましても遅色のない年金水準を実現する画期的なものであると、こう考えておることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、国民年金の給付水準についても、厚生年金の大改改善給付水準の引き上げに均衡する改正を行なうこととに踏み切つたわけであります。

御指摘のとおり、この年金の支給が実際に始まるのはかなり先のことであることも先ほど申し上げましたが、現在の五万円年金の実質的な価値を今後も維持していくこうとするのが今回改正の趣旨であることを御理解賜わりたいと思ひます。このことから考えれば、国民年金における五万円年金が画期的なものであることは十分理解いただけると思うのでございます。

また、現在の方式から賦課方式に転換せよといふことにつきましては、私からも、厚生大臣からも、周々御答弁を申し上げておりますとおりでございまして、現在の修正積み立て方式を実行することのほうが、よりよい長期的な制度の拡充をはかるやえんであると、こういうことで御理解いただきたい。(拍手)

○國務大臣愛知揆一君登壇

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕

國務大臣(愛知揆一君) 年金問題のわが国の特徴は、人口の高齢化と年金制度の成熟化とが相まって、今後年金の受給者が急増することであると考える次第でございます。

具体的に見てみると、四十八年度の厚生年

金受給者数は七十六万二千人で、被保

障者に対する割合は三・二%でございます。ところが昭和五十五年度には、受給者数は百六十六万三千人と二倍以上になります。そして、被保険者は、受給者数は七百十八万人と九倍以上になるわけでございます。したがいましてこうした被保険者に対する割合が四分の一に近いペーセンテー

ジになるということが見込まれておるわけでござります。

年金の財政方式を直ちに賦課方式に移行させると、現在のように、被保険者に比べて受給者の少ない現段階では負担が軽くて済む反面におきまして、将来は受給者の激増に対応して保険料負担が急激に高額、過重なものとなるわけでございます。私どもいたしましては、二十年、三十年と

長期にわたって急激な負担の増加を避けながら、充実した年金額の支給を確保していくというため、年金制度が成熟化して、安定した状態が見通せるまでは、できるだけならかな保険料負担の増加で推移しながら、年金財政の健全性が保たれるよう配慮してまいるということが私どもの責任であると思ひます。したがいまして、こういう方で進みたいと考えておる次第でございます。

○國務大臣斎藤邦吉君登壇

〔國務大臣斎藤邦吉君登壇〕

國務大臣(斎藤邦吉君) お答えを申し上げます。

總理のお答えと多少重複しているところもあることのほうで、よりよい長期的な制度の拡充をはかるゆえんであると、こういうことで御理解いただきたい。(拍手)

○國務大臣(斎藤邦吉君) お答えを申し上げます。

總理のお答えと多少重複しているところもある

ことのほうで、よりよい長期的な制度の拡充をはかるゆえんであると、こういうことで御理解いただきたい。(拍手)

そこで、厚生年金につきましては、先ほど申し上げましたが、昭和四十八年度において、全受給者八十万人都ございました。そのうちどの程度の

金額を受けられるかと申しますと、先ほど申し上げておりますように、五万円以上のものが一割けであります。

わが国の年金制度は、御指摘のとおり、数多くの制度に分立しておることは事実であります。それぞの被保険者の多様なニードに応じ、それの沿革をもつて発展してきたものでありますので、いまにわかにこれを統合することは困難であります。しかし、国民全体に対する年金による基本的保障が確立されなければならないという御意見は、十分傾聴に値いたします。また将来の制度改正についての重要な検討事項であることもいなめない事実であります。したがつて、さしあたりましては、各制度間ににおける不合理な格差を解消し、あ

官 報 (号外)

15

の辞任を許可し、その補欠を指名した。
物価問題等に関する特別委員会

辞任

補欠

大村 裕治君	稻村 利幸君
神崎 敏雄君	三谷 秀治君
稻村 利幸君	大村 裕治君
三谷 秀治君	神崎 敏雄君

(議案提出)

一、昨五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

國が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)

一、昨五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案(山口鶴男君外十九名提出、衆法第一六号)

地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案(内閣提出第五四号)

以上二件 地方行政委員会 付託
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

(商工委員会 付託)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出、衆法第一三号)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出第八六号)

以上二件 物価問題等に関する特別委員会 付託
(議案送付)

一、昨五日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)

地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案(山口鶴男君外十九名提出)

(回付議案受領)

一、今六日、參議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

所得稅法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第二十号中正誤	
一 五九	段 行 誤 正
二 五九	経成長 正
三 五九	衆議院会議録第二十一号中正誤
四 五九	段 行 誤 正
五 五九	経成長 正

昭和四十八年四月六日 衆議院會議録第二十三号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

定価一部五十円
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)
東京都港区赤坂三丁二番地 郵便番号一〇七

六四〇